

## 会としての支援活動

日本知的財産支援センターセンター長

竹内三郎



### 運営委員の熱意

知的財産支援センターの活動は、支援員を弁理士各位が貴重な時間を割いて引き受けて下さることで成り立っている。有難いことである。

ところで、センターの運営代表の立場として感じるのは、個々の支援の企画、打ち合わせ、その他の事前準備から支援完了まで継続する裏方の作業つまり運営作業である。委員会（部会）会合以外に担当委員が個別に行動して費やす時間、労力は会合数を超えて多大である。

この専ら運営委員各位が自ら負担する部分がデータとして残されておらず、公表して労をねぎらえないのが残念である。

実は、支援の実現はこの活動抜きにしてはあり得ないのであるが、このような活動には結構幾重もの障害を乗り越える努力が多い。支援要請に精一杯応じようとすると、両者の事情と提案を調整しつつ合意に向けて協議を積み重ね、実現に向けて結構苦勞せざるを得ないのである。多忙な中で打合せを繰り返し、遠方出張する運営委員が、安易につかず支援を実りあるように誠心誠意自ら行動されているご苦勞を感じるとき、恐縮して見えない涙が出そうになる。運営委員の自発的努力に感謝するのみである。

### 支援の意味

知的財産支援センターの「支援」の意味をもう一度考えてみたい。

辞書は見ない。支援の意味は二通りあろう。一は無料奉仕活動（ボランティア活動）、一は専門能力を提供して非専門者を助ける専門家としての活動、である。前者は強制されるものではない。自発的意思による。後者は専門職の職業活動をいう。

後者の内、専門資格を取得してその専門知識を提

供することを業とするのは士業そのものである。その一つが弁理士である。職業であるから当然に有料活動となる。つまり、知的財産に関する支援要請は弁理士に行うもので、弁理士への業務依頼である、ともいえる。

ここには会（日本弁理士会）は入ってこない。会には会員の登録、指導、連絡、監督を行うものであり、弁理士業務を行うものではないからである。会員への公平を損なってはならないことから、会は弁理士業務の遂行に立ち入るべきではない、と思う。

例えば、弁理士を求める立場からすれば、自分で弁理士を探すよりも、会に弁理士紹介を求めたいであろう。しかしそれは、会紹介の希望と、安心できる弁理士、安心できる料金対応などの担保の期待とが表裏一体となっているものといってもよいであろう。会がここに立ち入るのは望ましくない。既に実施されている弁理士の情報開示、広告規制の緩和などの対策が、会として採るべき方途であると思う。

しかし、一方で、国、自治体、裁判所、その他の公益的団体などからの専門家派遣依頼、その他の公益的要請（出願などの代理依頼ではない）がある。その場合の要請の受け皿が必要となる。支援計画の策定が必要となる。会・支援センターの必要性はここにある。さらにまた一方で、弁理士過疎対策などへの対応、啓発普及、知的財産教育への対応、その他、会として弁理士制度の普及のための政策的必要性から行う支援施策がある。

社会的評価を得る意味では、会が支援活動を行なうことは極めて重要である。が、支援の是非判断は上記のことなどを勘案すべきであろう。自ずから支援活動の限界があることも意識すべきであろう、と思う。

なお、弁理士業務に関わる支援活動が有料である

ことは前述したが、無料活動は当然に存在する。それこそ会の政策的活動であろう。両者の目的は異なる。政策的意図を十分に理解すべきであろう。しかし、いずれであっても、支援活動はボランティア活動と理解するものではない。そのように表現する要素はない、と思う。

参考までに、会則には会の委員会活動への会員の参加はボランティアではなく義務的性格のものとして示してあるが、ここでは規則を盾にしない。

#### 支援要請に対する公募方式

昨年から進められている国の知的財産戦略施策に影響されて、大学や自治体などから新しい形の支援要請が始めつつある。知的財産本部の如き組織形成或いは運営に関与する準常勤的、継続的關係で弁理士を求める動きである。

また、司法改革の流れの中で、全国過疎地域をカバーするアクセスポイントの設置が実現されつつあり、弁理士なども関わる可能性がある。

このような要請、情勢に対しては、支援センターとして支援員を派遣し、或いは推薦する方式を採用することはでき難いので、日本弁理士会ホームページの電子フォーラム内に独立した公募情報欄を設けてもらい、ここにこの種の求弁理士情報をまとめて掲載するシステムを提案している。

弁理士各位は、この情報を見て直接要請先に応募してもらい、当事者間での契約を踏まえて各位に活動していただくことになる。

今後、専門性を出願以外の分野に、単発的係わりよりも継続的係わりの形で求める要望が増えていく

ものと思われる。反応があることを期待したい。

#### センター活動の現状

センター組織は、センター長1名、副センター長6名、運営委員62名（部長5名、副部長を含む）により、5つの部を構成し、運営委員はいずれかの部に属し、部活動が中心となって運営されている。

5つの部と臨時の1つのチームは次のとおりで、列記した活動が中心となっている。

1. 総務部 = センターだよりと年報の発行、パンフの修正・増刷、支援員研修会の開催、支援員データベースの管理、支部地区部会との交流、各部門の調整、規則類の整備・見直し等
2. 出願等援助部 = 出願援助（給付、貸与）申請の審査、改善検討
3. 第1事業部 = 常設特許相談室の運営・改善、弁理士の日全国一斉無料相談の運営、相談員との意見交換会、全国縦断商標・特許セミナーの開催、他団体等への相談員・講師の派遣、発明展等への審査員の派遣、これらのマニュアル作り等
4. 第2事業部 = 大学、TLO への支援活動、島根県、高知県、沖縄などへの支援事業の実施、総務省の全国地域中小企業支援セミナー（第3事業部と協同）マニュアル作り、講師テキスト作成の検討等
5. 第3事業部 = 中小企業ベンチャー支援、全国の助成融資制度の継続調査と活用法の検討等
6. 小中学校支援チーム = 広報センターとの協同による知的財産授業の実施、教師の啓発等

以上